

| 章 | 条 | 条文 | 自治KENメンバーからの意見等 |
|-------------------|---|--|---|
| 1 前文 | | <p>わたしたちは、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、夢と覚悟を持って自らの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる(仮称)長久手市自治基本条例を制定します。</p> <p>長久手には、歴史の中で育まれた貴重な文化財、大学を始めとする研究機関、豊かな自然、住民の若さ等、全国に誇れる素晴らしい面がたくさんあります。一方で、急激な人口増加や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが薄れて来ていること、必ず訪れる少子高齢化への対応など多くの課題も横たわっています。</p> <p>このような社会の変化に対応していくため、まちのことは行政や議会にまかせておけば良い、まちづくりは行政が主導し決めていくものだという考え方を改めます。そして、市民が主体的に行動する自治の力を高めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切に、課題の解決に向けて取り組んでいきます。</p> <p>わたしたちは、多様性と個人の自由を認める懐の深さと自分の言葉と行動に対する責任を持ち、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなで手を取り合って、誰もが幸せを実感できるまち長久手をつくりあげていきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の想いを入れる部分なのに、文章が固い。 ・中学生が読んでわかりやすい文章に。 ・若い世代に引き継ぐ条文にしたい。 ・初めて見る。共有がまだできていない。 ・「行政と議会の協働の下」などの言葉をいれては。 ・「市民主体」が前に出すぎている。 |
| 1 総則 | 1 | <p>条例の目的</p> <p>この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、市民が主体的に行動する自治の力を高め、豊かな自然が残る、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします。</p> | |
| | 2 | <p>条例の位置付け</p> <p>①この条例は、まちづくりの基本となる考え方であり、市民、議会及び行政は、誠実に遵守するものとします。 ②行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図るものとします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「基本となる考え方」に変えたことがわかりやすい。 ・なぜ、「基本となる考え方」となったかがわからない。もう少し説明がほしい。 ・実質的に最高規範性を持たせるならば、語尾を「～ねばならない」とする。 ・市民主体とするには、他の条例と並列ではダメ。 |
| | 3 | <p>用語の定義</p> <p>この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う個人、事業所、学校法人等の団体をいいます。 (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) まちづくり 笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行うあらゆる活動をいいます。 (4) 地域活動団体 地域のつながりを基にまちづくりを行う自治会をはじめとする団体をいいます。 (5) 市民活動団体 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体をいいます。</p> | <p>活動すべてが「まちづくり」なのか。まちづくりでない部分は何か。</p> |
| | 4 | <p>まちづくりの基本原則</p> <p>長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持つ情報を互いに提供し合い、共有し、活用します。 (2) 市民参加の原則 市民の参加により、まちづくりを進めます。 (3) 協働の原則 市民、議会及び行政は、立場や特性を理解しながら、対等な関係と信頼関係を築き、互いに尊重、理解し合い、共に考え行動する、協働によるまちづくりを進めます。</p> | |
| 2 まちづくりの担い手の役割と責務 | 5 | <p>市民の権利</p> <p>①市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。 ② 市民は、まちづくりに参加することができます。 ③ 市民は、まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら暮らすことができます。</p> | <p>(解説で)色々な立場の人のこと、例えば資産の有無など、配慮してはどうか。 ⇒資産の有無、収入の多寡といったことはことは極めて個人的なことであるため、「等」に含むものとします。</p> |
| ①市民 | 6 | <p>市民の役割と責務</p> <p>①市民は、市全体や次世代のことも考え、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。 ②市民は、まちづくりに関して、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認めます。</p> | <p>長久手らしさのひとつでもある「大学」の役割はなくてよいか。</p> |
| ②議会 | 7 | <p>議会及び議員の役割と責務</p> <p>①議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民の意思が行政運営に反映されるよう努めます。 ②議員は、市民全体への奉仕者として、様々な機会を通じて市民の意見を把握し、自己研さんを重ねよう努めます。 ③議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、長久手市議会基本条例の定めによります。</p> | |
| ③行政 | 8 | <p>市長の役割と責務</p> <p>①市長は、市の代表者としてこの条例を遵守し、市民の声をもとに、公正かつ誠実に行政運営を行います。 ②市長は、総合計画の基本構想に基づくまちづくりを進めるため、市民、議員及び職員と目標を共有し、実現に向けて全力を尽くします。 ③市長は、まちづくりに必要な情報を収集及び整理し、市民に積極的に提供し、活用を促します。</p> | |
| | 9 | <p>行政の職員の役割と責務</p> <p>①行政の職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②行政の職員は、まち全体を職場と捉え、積極的に市民と交流、対話しながら課題等の発掘に努め、組織として横断的に取り組むことで解決に努めます。</p> | <p>全体の奉仕者として、「自己研さん」の言葉を入れる。</p> |

| 章 | 条 | 条文 | 自治KENメンバーからの意見等 |
|--------------|----|---|--|
| 6 市民主体のまちづくり | 10 | 市民参加と協働 ①行政は、計画の立案から実施、評価等の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等をまちづくり及び行政運営に反映するよう努めます。 ②市民同士、市民と議会及び市民と行政は、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。 ③市民、議会及び行政は、未来のまちづくりの担い手として、子どもが学び、育っていくため、まちづくりに参加することができるよう環境づくりに努めます。 | 市民参加を進めていく仕組みが担保されていないがよいか。 |
| | 11 | 市民のまちづくり活動 ①市民は、身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のため、自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。 ②市民は、市民生活向上及び地域社会への貢献のため、市民活動団体その他これに類する団体が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。 | |
| | 12 | 地域のまちづくり組織 ①市民は、概ね小学校区単位で、あらゆる団体の連携を深め、集まり、対話しながら当該校区固有の課題を把握し、解決に向けて取り組む組織(以下「まちづくり組織」といいます。)を設置することができます。 ②まちづくり組織は、当該校区の全ての市民に開かれたものとし、あるべき将来像に向かって、継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。 ③市民は、課題を共有し、協働して解決していくために、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。 | ・11条との関連性が分かりにくい。 ・行政の役割や支援についても書く必要がある。 ・小学校区毎もいいけど、岩作区のことを考えて、もう少し細かい区分でやってもよいのでは。 ・規定内容がはっきりとしない。全ての地区において、どう地域ごとのまちづくりを進めていくのか、底辺にある考え方を規定すべき。 ・まちづくり協議会の根拠になるように。 |
| | 13 | 地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織の役割 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織は、活動内容や運営状況を明らかにし、市民の理解と共感を得ることで、活動への参加を促し、担い手の発掘と育成に努めます。 | |
| | 14 | 地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織への行政の関わり 議会及び行政は、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の自立性を尊重し、その力が最大限発揮されるよう、必要に応じて支援します。 | 語尾を「～ねばならない」とする。 |
| | 15 | 住民投票 ①市長は、長久手市に関わる特に重要な事項について、市民及び議会との対話を重ね、十分な議論をしてもなお、決定及び判断ができない場合にはじめて、住民の意思を直接確認するため、投票の資格を有する住民の請求又は議会若しくは市長の発議により、住民投票を実施することができます。 ②市民、議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 ③住民投票の実施に関し、必要となる事項は、別に定めます。 | |
| 5 行政運営 | 16 | 行政運営の基本原則 ①行政は、公正かつ透明性の高い行政運営を基本とし、市民が主体的に行動する自治の力を高めるまちづくりを推進します。 ②行政は、計画立案から実施、評価に至るまで、その過程や内容、目標の達成状況等あらゆる情報を共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報提供に努めるとともに、市民から説明を求められた場合は、誠実に応答します。 ③行政は、まちづくりの実践を通して、人づくり及び組織づくりに努め、一体として、行政機能を発揮します。 | 「～行動できる」とすることで、3者が一体となって進める旨が表現できる。 |
| | 17 | 安心安全なまちづくり ①行政は、市民の安心・安全を確保するため、自然災害、重大な事故等の発生時に、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確な対応を行うための危機管理体制を整えます。 ②市民は、個人又自治会等で災害等に備え、防災につながる取組を行い、災害時には自分自身を守る努力をするとともに、地域で互いに協力します。 | 防災の記述しかないけど、防犯もいるのではないか。 →災害時等の緊急時における危機管理体制の構築についての条項になります。防犯の取組については、第11条の市民のまちづくり活動に含まれるものとします。 |
| | 18 | 総合計画 ①行政は、長期的な展望に立った基本構想と基本計画を内容とする総合計画を策定し、計画的な行政運営を行います。 ②前項の基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。 | 総合計画と、この条例との関連性がわからない。唐突感がある。 |
| | 19 | 情報公開と個人情報の取扱い ①議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開し、市民と情報を共有します。 ②議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱います。 ③市民及び行政は、生命や財産保護のため、緊急でやむを得ない場合に地域で互いに助け合い、支え合えるよう、必要最小限の個人情報を提供し合うことができる環境づくりに努めます | 3項の緊急でやむを得ない場合とはどういう状況か。 →災害時を想定しています。 |
| | 20 | 他の自治体等との連携 行政は、共通課題の解決のため、国、愛知県及び他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めます。 | |
| 6 実効性の確保 | 21 | 条例の検証 ①市民及び行政は、まちづくりがこの条例に添って行われているかについて、社会情勢やまちづくりの状況と照らしながら検証します。 ②行政は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。 | 検証の時期の記載はなくてよいか。実効性が担保できるか。 |